

《位置付け》

- 生物多様性基本法第13条に定める生物多様性地域戦略
- 「生物多様性国家戦略2023-2030」を基本とし、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）での「昆明・モントリオール生物多様性枠組」踏まえた長期的な目標及び基本方針を定めた戦略
- 「大分県環境基本計画」の個別計画

《戦略の期間》

- 令和6年度～令和12年度（2024～2030）（7年間）
- ※国家戦略と終期を合わせる。

《推進体制と進行管理》

- 推進体制
 - 「おおいたうつし県民会議」を中心とした県民、民間団体、事業者、行政総参加の取組
- 進行管理
 - 生物多様性指標の設定、進捗状況の確認及び検証

《基本目標》

豊かな自然と人間とが共生するふるさと“おおいた”に向けた「大分県版ネイチャーポジティブ」の実現

《基本方針》

- 1 「おおいたの重要な自然共生地域」の拡大等を図り、地域等の活力で自然を守り、育てていく。
- 2 自然の持つ機能を活用して、地域課題の解決に繋げていく。
- 3 行政、NPO、地域、企業など、様々な主体による取組を進めていく。

－生物多様性とは－

- ◆すべての生物に違いがあり、それぞれが互いにつながっていること
- ①生態系の多様性 ②種の多様性 ③遺伝子の多様性

－生物多様性の恵み－

- 〈基盤サービス〉 酸素や水をつくり、気候を安定させるなど
「すべての生命の存在基盤」がつけられる
- 〈供給サービス〉 食料や木材、薬など「有用な価値」を持つ
- 〈文化的サービス〉 地域の食文化や伝統行事など
「豊かな文化の根源」となる
- 〈調整サービス〉 かん養機能による水の確保や山地災害の防除等
「将来にわたる暮らしの安全性」を確保する

－生物多様性の危機－

- 〈第1の危機〉 開発など人間活動による危機（開発行為等）
- 〈第2の危機〉 自然への働きかけの縮小による危機（里地里山の荒廃等）
- 〈第3の危機〉 人間により持ち込まれたものによる危機（外来種等）
- 〈第4の危機〉 地球規模の変化による危機（地球温暖化等）

《行動計画》

*「◇」は新規又は拡充項目

基本戦略Ⅰ 生態系の健全性の回復

1 重要地域の保全

- ・自然公園等の法令に基づく規制や指導による保全の推進
- ◇「おおいたの重要な自然共生地域」の選定・公表拡大
- ◇「おおいたの重要な自然共生地域」や国の「自然共生サイト」における持続可能な保全活動の支援
- ◇景観行政団体である市町村への支援 など

2 生物多様性への負荷の軽減と生態系ネットワーク化

- ・森、里、川、海にかかる流域全体の切れ目のない保全の推進
- ・環境影響評価に係る環境への影響の実態の把握、事後調査等の適切な実施への指導等
- ・河川流域の関係者の協働による「流域治水」の推進

3 地域の特性に応じた保全と利用

4 野生生物の保護と管理

- ・希少野生動植物のモニタリングの実施及び保護体制の充実強化
- ◇絶滅の危機に瀕しているニホンカモシカの保護対策の実施
- ・鳥獣保護区内における特別保護地区の指定等による保護
- ◇特定外来生物の被害状況に応じた防除と啓発の強化、隣接県との連携

基本戦略Ⅲ 自然が有する多様な機能の活用による社会課題の解決

1 自然が有する多様な機能の活用

- ・公益的機能の維持・増進に向けた多様な森林づくりの推進
- ・地域特性に応じた流域治水の推進
- ・多様な生物の生息・生育場所の保全に配慮した防災重点農業用ため池の整備

2 地球温暖化防止に向けた取組

- ・第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・大分県気候変動適応計画」に基づく対策の着実な推進
- ・健全な森林づくりなどによる二酸化炭素吸収源対策の推進
- ◇各市町村へ促進区域設定を促し、地域共生等を推進

3 防災・減災対策等に向けたグリーンインフラの推進

- ・流域治水プロジェクトによる推進
- ◇グリーンインフラの普及啓発、緑化の推進、多自然川づくりの推進等

基本戦略Ⅴ 県民一人ひとりの生物多様性への認識と行動化

- ・環境保全活動の実践例の紹介等積極的な情報発信
- ・豊かな生物多様性に支えられた自然の魅力を強力に情報発信
- ◇30by30目標実現に向けて、環境省の「生物多様性のための30by30アライアンス」参加自治体として県内の市町村や企業、NPO等へ登録呼びかけの実施

- ・自然観察会や森林体験学習会等自然に親しむ機会の提供
- ・環境学習を推進する人材の確保及び活用の拡大
- ・自然公園指導員、希少野生動植物保護推進員等の活動の充実
- ・県民参加型の取組の推進
- ・アウトドアアクティビティ情報を一元化したWebサイトによる情報発信を通じた自然とふれあう機会の創出



基本戦略Ⅱ 自然を活用した地域づくりの推進

1 多様な地域資源を活用したエコツーリズムの推進

- ◇ジオパークにおける貴重な地質遺産の調査研究及び活用支援
- ◇登山道整備ツアーなど新たなツーリズムの展開等を通じた自然環境の保全と持続的な利用の促進
- ◇関係機関と連携した受入環境の整備及び利用者負担制度の検討
- ◇地域における伝統文化等を守り継承する人材の育成

2 地域で取り組む自然環境・景観の保全

- ・関係団体と連携した野焼き等への活動支援

3 地域で取り組む野生生物による被害の防止対策

- ・集落ぐるみで取り組む「集落環境対策」、防護柵の設置による「予防対策」、「捕獲対策」による総合的な被害対策の取組支援
- ◇市町村を主体としたアライグマ防除への支援

基本戦略Ⅳ 事業活動における生物多様性への配慮～ネイチャーポジティブ経済に向けた取組～

1 事業者における生物多様性保全の取組の促進

- ◇コーディネーター派遣などによる企業の生物多様性の保全の取組を支援
- ◇企業版ふるさと納税や寄附制度の活用による企業の自然環境保全の取組促進

2 生物多様性を重視した農林水産業施策の推進

- ・有機農業や化学合成農業・化学肥料の使用低減など、環境保全型農業の推進
- ・藻場造成や内湾漁場での海底耕うん・堆積物除去などによる藻場や干潟の保全・再生

基本戦略Ⅵ 調査・情報整備の推進

1 調査

- ・希少野生動植物の生息・生育環境の保全のためのモニタリング
- ◇次期レッドデータブックおおいたの改定に向けた調査実施
- ◇「おおいたの重要な自然共生地域」における生態系調査への支援

2 情報整備・管理

- ・自然史標本の散逸、損傷防止
- ◇生息状況調査における公共工事で行われている環境調査情報の活用

